

令和8年7月9日

各位

深谷市長 小 島 進

質問回答書

深谷市児童育成支援拠点事業運営業務委託に係る公募型プロポーザルの参加申込み・第1次審査に関する質問に対する回答は下記のとおりです。

記

No	質問事項	回答
1	【実施要領P5】 運営規程とはどのようなものを想定されているのか。	国の「児童育成支援拠点事業ガイドライン（令和6年3月）」P30に記載のあるとおり、運営規程には次に掲げる11項目を定める必要があります。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務の内容 ③ 開所している日及び時間 ④ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ⑤ 利用定員 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ 事業利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他事業の運営に関する重要事項

2	【実施要領6（参加資格）】 本事業について、令和7年度の受託事業者をご教示ください。新規事業の場合は、その旨をご教示いただけますと幸いです。	本事業は新規事業となります。
3	【実施要領7（1）オ 運営規程】 運営規程として、どのような様式・記載レベルの資料を準備すればよいかご教示ください。既存の児童福祉事業に係る運営規程を準用することは可能でしょうか。それとも、本事業専用に新規作成する必要がありますでしょうか。	既存の児童福祉事業に係る運営規程の準用は認められません。本事業専用に新規で作成する必要があります。また、様式は特に定められていませんが、国の「児童育成支援拠点事業ガイドライン（令和6年3月）」P30に記載のあるとおり、運営規程には次に掲げる11項目を定める必要があります。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務の内容 ③ 開所している日及び時間 ④ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ⑤ 利用定員 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ 事業利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他事業の運営に関する重要事項
4	【実施要領7（1）ケ 市税に滞納がないことの証明書】 市外に本社を有する事業者の場合、本証明書は不要という認識でよろしいでしょうか。もしくは、本社所在自治体が発行する法人市民税（法人都民税）の	市外に本社を有する事業者の場合、深谷市内に事業所を有するかどうかにより取り扱いが異なります。 深谷市内に事業所がある場合は、本社所在自治体が発行する法人市民税（法人都民税）の納税証明書ではなく、深谷市が発行する「市税に滞納がないことの証

	納税証明書をもって代えることができますでしょうか。	明書」が必要となります。本社所在自治体が発行する納税証明書での代用はできません。 一方、深谷市内に事業所がない場合は、「市税に滞納がないことの証明書」の提出は不要です。
5	【実施要領6（1）】 ア～ウの区分について、現在も契約期間が継続中（満了前）の実績を「3年以上実施」の対象に含めてよろしいでしょうか。それとも、完了済みの実績のみを対象とするものでしょうか。業務実績調書（様式3）への記載時点についてご教示ください。	業務実績調書（様式3）に記載のあるとおり、基準日は令和8年7月1日現在となります。よって、基準日である令和8年7月1日時点で契約が継続中の業務も含めて、3年以上実施している必要があります。